



労災保険制度の具体的課題について③

（徴収等関係その他）

メリット制

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メリット制

現行制度

事業主の負担の公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進するため、一定規模以上の事業主については、個別の事業場の災害発生状況に応じて労災保険率又は労災保険料を増減するメリット制を適用している。

メリット制は、事業ごとに、その事業主が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額の割合に応じて最大40%の範囲内で労災保険率及び労災保険料を増減させる制度である。

論点

- ① メリット制の意義・効果についてどのように考えるか。
- ② 有害業務に従事した最終の事業場を退職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の考え方について、仮に、原則として発症時賃金を用いるとした場合において、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用をどのように考えるか。

研究会中間報告書（抜粋）

メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があり、また、事業主の負担の公平性の観点からもメリット制には一定の意義が認められるものと考える。また、労災かくしを助長するとの懸念についても、メリット制の意義を損なうほどの影響があるとは確認されなかった。

このため、メリット制を存続させ適切に運用することが適当と考える。

労災保険法が労働基準法における使用者の災害補償責任を担保し、事業主の補償負担の緩和を図るために設けられたことを踏まえれば、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用においては、被災労働者のばく露時賃金を基礎とした給付のみを加味することが適当と考える。

研究会中間報告書（抜粋） ※「引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある」とされた事項

メリット制に一定の災害防止効果があることを前提として、事業主間の公平性の確保という観点から見れば、脳・心臓疾患や精神障害等の業務外の要因の寄与が大きい疾患に係る保険給付や高齢者や障害者といった脆弱性を抱える労働者への給付については、メリット制を通じて、事業主の保険料負担が重くなることは事業主間の公平に欠けるとして、メリット制の算定対象から除外することが適当との意見と、メリット制の算定対象からこれらの給付を除外することは、事業主のこれらの災害防止対策がなされなくなることが危惧され、適当でないとの意見等、様々な意見が示された。

本研究会としては、この点については、意見の一致をみることはなかった。引き続き、専門的な見地から議論を行うことが必要である。

メリット制の趣旨・目的

メリット制は、個々の事業ごとの収支率をみて、その事業の保険料を調整し、個々の事業主の負担の具体的公平性をはかるとともに、その自主的な災害防止の努力を促進しようとするもので、労災保険料のもっとも労災保険らしいところの一つということができる。（「新 労災保険法」労働省労災補償部編 昭和41年10月 日刊労働通信社刊 424頁）

- 労災保険率は、業種間の負担の公平を期するため「事業の種類」ごとに災害率等に応じて決められているのであるが、**事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められる。**
- そこで、**事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する意味**において、たとえ同種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率等の高低等に応じ、保険技術的に許される範囲において、
 - ① 継続事業については、その事業について**事業の種類ごとに定められた労災保険率（基準労災保険率）を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を、次の次の保険年度の労災保険率とすること**とし（徴収法第12条第3項）、
 - ② 有期事業については、確定保険料の額を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げることにしている（同法第20条）。

これが労災保険の「メリット」制と呼ばれるものである。（「改訂15版労働保険徴収法-労働法コンメンタール11-」令和6年3月 一般財団法人労務行政研究所 242頁）

（参考）有期事業に係るメリット制の創設の背景

有期事業に係るメリット制は、昭和30年の労災保険法の改正によって設けられたものであるが、それまで継続事業に係るメリット制があったにもかかわらず、有期事業についてこの制度が採用されなかったのは、有期事業の特殊性によるものであった。すなわち、有期事業（例えば、建設の事業）においては、個々の工事ごとに保険関係が成立し、保険関係の成立期間が一般に短く、使用労働者数が工事の過程において著しく変動し、かつ、災害の発生状況が継続事業とは異なる等の特殊事情があるため、継続事業の場合と同様のメリット制を適用することは、保険技術的及び事務的にみて、困難かつ不適當であったからである。

しかし、継続事業についてのメリット制の効用は大なるものがあり、他面、建設の事業においては、大規模な土木建築工事の増大に伴い災害は漸増の傾向を示し、その結果保険経済に及ぼす影響も少なくなかったため、関係者の災害防止の関心を喚起し、併せて建設の事業相互間の保険料の負担の公平を図るため、建設の事業について、その実態に即した方法でメリット制を実施することとしたものである。（同書403頁）

メリット制の適用要件

- 労災保険料は、原則、（労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）で計算される。
 - ただし、一定の事業については、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減する**メリット制**を適用し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図っている。
- (※) メリット制適用事業場数 147,302事業場（令和5年度）

メリット制の適用要件

＜継続事業＞・・・事務所や工場など事業の期間が予定されないもの

○連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たすこと。

- ① **平均100人以上の労働者を使用**している場合
- ② 平均20人以上100人未満の労働者を使用し、次の式を満たす場合 **【労働者数×（労災保険率－非業務災害率）≥0.4】**

※継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、増減幅を最大45%に拡大する特例がある。

通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

＜一括有期事業＞・・・事業期間が予定されている建設工事現場・木材伐出業について、複数の工事を一括りにしたもの
(請負額（生産量）や概算保険料額に要件あり)

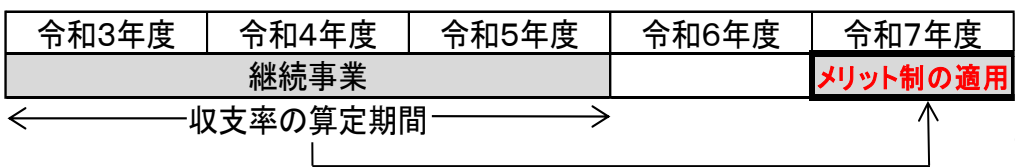
○次の要件を満たすこと。
保険関係が成立した後3年以上経過しており、連続する保険年度中の各保険年度において**確定保険料額が40万円以上**であること。

＜単独有期事業＞・・・一括有期事業とならない大規模な建設工事・木材伐出業

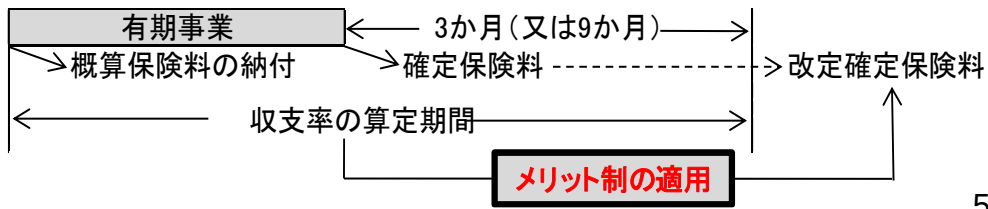
- 次の要件のいずれかを満たすこと。
- ① **確定保険料額が40万円以上**
- ② **請負金額が1億1千万円以上（建設業）・素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）**

メリット制の適用例

＜継続事業及び一括有期事業＞



＜単独有期事業＞



(参考) 労災保険料の計算方法

○基本となる計算方法（一般の労災保険率のみ適用を受ける事業）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全労働者に支払わ} \\ \hline \text{れた賃金総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{労災保険率} \\ \hline \end{array}$$

○メリット制が適用される場合の計算方法

・継続事業・一括有期事業

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全労働者に支払わ} \\ \hline \text{れた賃金総額} \\ \hline \end{array} \times \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{労災保険率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非業務} \\ \hline \text{災害率(※)} \\ \hline \end{array} \right\} \times \frac{100 + \text{メリット増減率(％)}}{100} + \begin{array}{|c|} \hline \text{非業務} \\ \hline \text{災害率(※)} \\ \hline \end{array}$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

・単独有期事業（改定確定保険料）

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{確定保険料の額から非業務災害} \\ \hline \text{率に応ずる部分の額を減じた額} \\ \hline \end{array} \times \frac{100 + \text{メリット増減率(％)}}{100} + \begin{array}{|c|} \hline \text{確定保険料のうち非業務} \\ \hline \text{災害率に応ずる部分} \\ \hline \end{array}$$

(確定保険料) - { (確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) } により計算される。

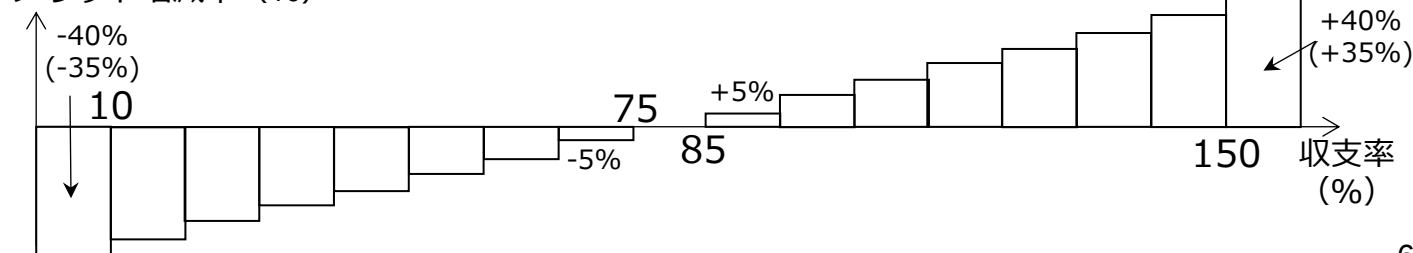
(確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) により計算される。

<メリット増減率とは>

収支率(※)に応じて適用される最大±40%の率のこと。

(※) 収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額（継続事業・一括有期事業においては3保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後3（9）ヶ月後時点の実績を対象）の割合のこと。

メリット増減率（％）



(参考) メリット収支率の計算方法

メリット収支率の計算方法

<継続事業・一括有期事業>

3保険年度の間に業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金 (※)

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② じん肺症等の特定疾病にかかった者に対し支払われた額

③ 第三種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の額

3保険年度間の一般保険料の額 (労災保険率から非業務災害率 (0.6/1000)を減じた率に应ずる部分)

＋

第一種特別加入保険料の額 (第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率 (0.6/1000)を減じた率に应ずる部分)

× 第一種調整率

×100

<単独有期事業>

事業終了日から3 (9) 箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金 (※)

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② じん肺症等の特定疾病にかかった者に対し支払われた額

その事業の確定保険料の額 (労災保険率から非業務災害率 (0.6/1000)を減じた率に应ずる部分)

＋

第一種特別加入保険料の額 (第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率 (0.6/1000)を減じた率に应ずる部分)

× 第一種調整率
(9箇月の場合は第二種調整率)

×100

計算の考え方

<共通の考え方>

業務災害に係る保険給付

－ 計算上除く保険給付

×100

収納した保険料
(業務災害相当分)

× (調整率)

<分子について>

・ 労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、**業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入**する。(通勤災害等は含まない。)

・ 年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金(受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付)は**計算上除く保険給付の①で除外**する。

・ 短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する「**特定疾病**」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために**計算上除く保険給付の②から除外**する。

・ 第三種特別加入者は事業に使用される労働者とみなされないことから、**計算上除く保険給付の③から除外**する。

<分母について>

・ **収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に应ずる部分にすることにより、業務災害に係る分をメリット収支率に反映**させることができる。(第一種特別加入も同様。)

・ 分子では、**計算上除く保険給付**が規定されていることから、収納した保険料のうち、**計算上除く保険給付に相当する割合を第一種(第二種)調整率で調整**する。

※ 特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金(年金又は一時金)を給付する制度。

継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、**メリット増減率の幅を±40%から±45%に変える特例（特例メリット制）**を受けることができる。（徴収法第12条の2）

特例メリット制の目的

中小企業向けに実施されている各種の労働災害防止施策と労災保険制度におけるメリット制を緊密に関連づけることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進し、もって中小企業における労働災害防止活動を一層促進して成果を上げる。

特例メリット制の適用対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業に特例メリット制が適用される。

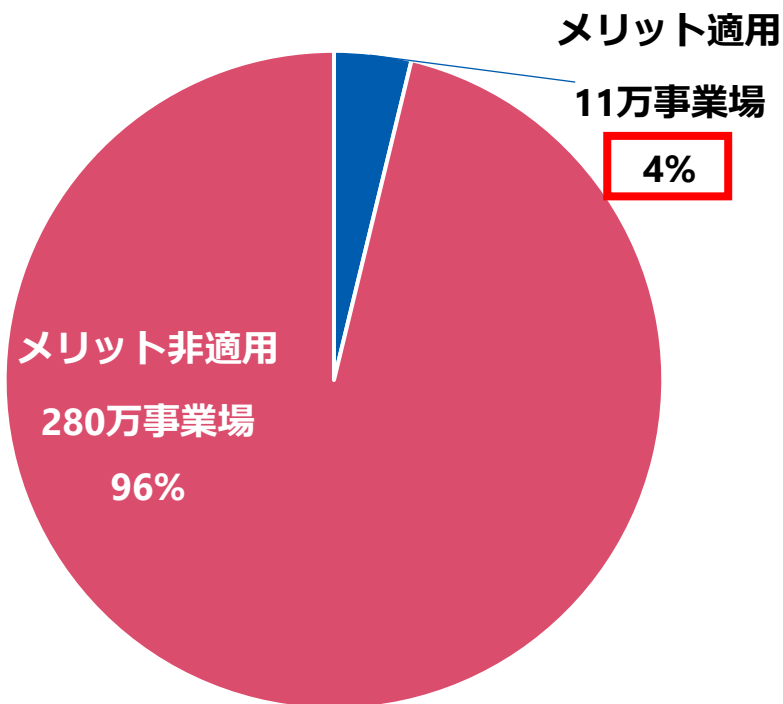
- (1) **メリット制が適用される継続事業**であって、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること
- (2) 厚生労働大臣が定める**労働者の安全又は衛生を確保するための措置として以下の①又は②が講じられた事業**であること
 - ① 「快適職場推進計画」を作成して都道府県労働局の認定を受け、計画に従い職場環境の改善に着手していること（労働安全衛生規則第61条の3第1項）
 - ② 「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入し、そのシステムが厚生労働省の指針に沿っていると中央労働災害防止協会に認定を受け、その措置を行うこと（労働安全衛生法第88条第1項ただし書及び労働安全衛生規則第87条）
- (3) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度において、**所定の人数（右表）以下の労働者を使用する事業主(中小企業事業主)が行う事業**であること（徴収則第20条の2）
- (4) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、**労災保険率特例適用申告書が提出されている事業**であること（徴収則第20条の4）

＜所定の人数＞

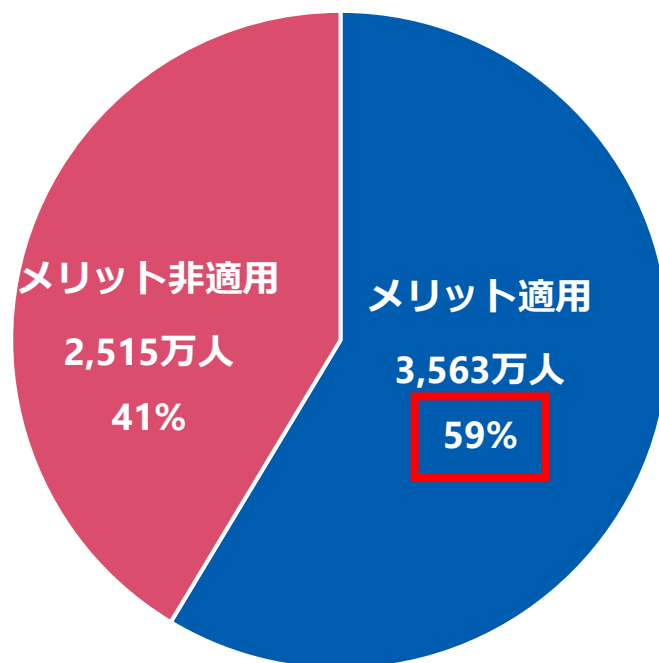
主たる事業の種類	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

- ▶ 令和5年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場数は約11万事業場であり、全ての継続事業及び一括有期事業場数約291万事業場に対して、**約4%**のメリット制適用割合となっている。
- ▶ 一方で、労働者数でみると、令和5年度にメリット制が適用された継続事業及び一括有期事業場の労働者数は約3,563万人であり、全ての継続事業及び一括有期事業場の労働者数約6,078万人に対して、**約59%**のメリット適用割合となっている。

○事業場数でみたメリット制の適用状況



○労働者数でみたメリット制の適用状況

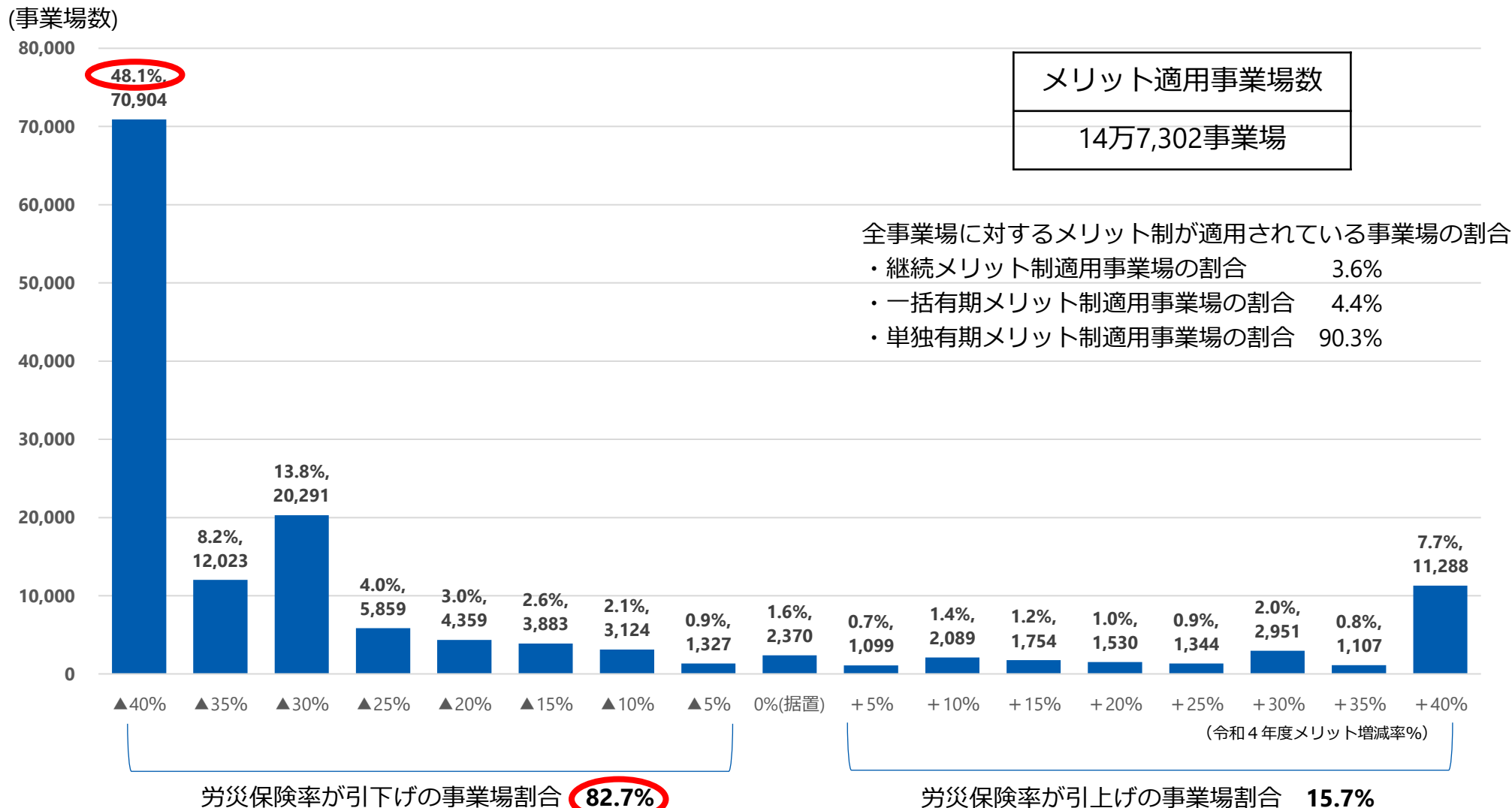


注1 事業場数は、令和5年度事業年報の数値

注2 労働者数は、徴収業務室特別集計の令和6年10月末時点労災保険適用事業場データから集計

増減率別メリット制適用事業場数

▶ 令和5年度にメリット制が適用された事業場（継続事業、一括有期事業、単独有期事業合計）のうち、8割を超す事業場が労災保険率を引き下げて適用され、全体の半数近くの事業場がマイナス40%で適用されている。



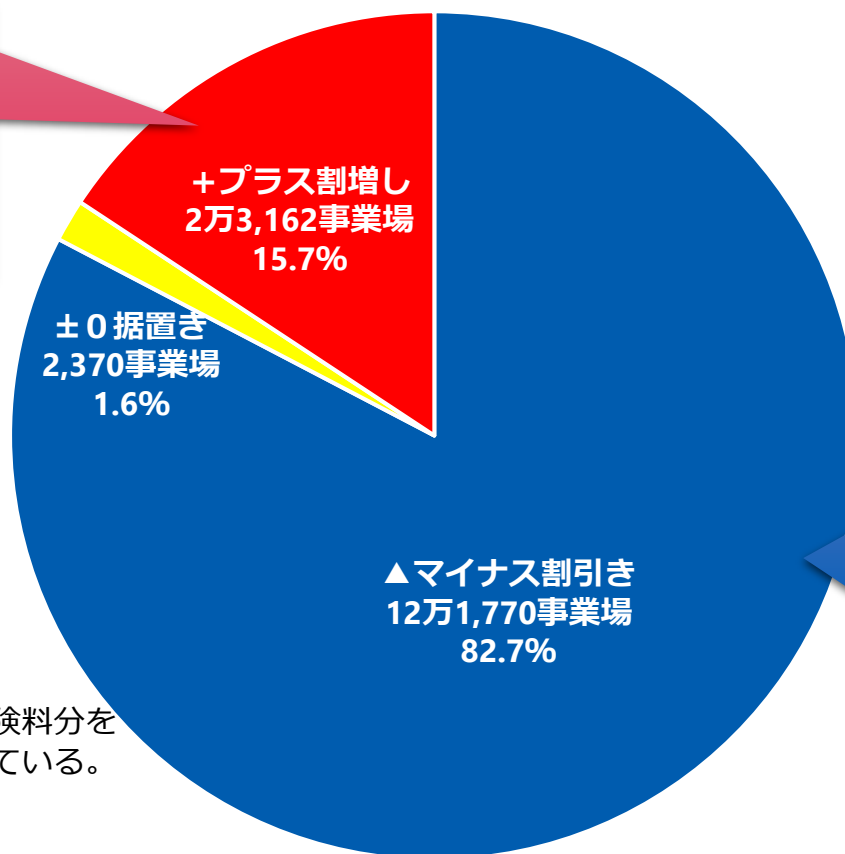
メリット制による保険料の増減額

第5回労災保険制度の在り方に関する研究会
(令和7年4月4日) 資料2

継続事業
一括有期事業
単独有期事業

- ▶ 令和5年度にメリット制が適用された事業場数は14万7,302事業場であり、
 - ・ 保険率（料）が割引きとなっている事業場は12万1,770事業場（全メリット適用事業場の82.7%）
 - ・ 保険率（料）が据置きとなっている事業場は 2,370事業場（全メリット適用事業場の 1.6%）
 - ・ 保険率（料）が割増しとなっている事業場は 2万3,162事業場（全メリット適用事業場の15.7%）
- ▶ 保険率（料）割引き事業場の保険料総額は4,310億円であり、メリット制の適用により引下げとなった差額保険料▲1,767億円
保険率（料）割増し事業場の保険料総額は1,047億円であり、メリット制の適用により引上げとなった差額保険料+ 195億円

①保険料総額 1,047億円
②メリット適用前 852億円
①-②引上差額 +195億円



①保険料総額 4,310億円
②メリット適用前 6,076億円
①-②引下差額 ▲1,767億円

メリット制の適用により引下げとなる保険料分を見越し、労災保険率を引き上げて設定している。
※令和5年度差額保険料計▲1,572億円
（= 引下▲1,767億円 + 引上195億円）

注 ①保険料総額は、令和5年度確定保険料。

- メリット制の効果について、メリットが適用されている事業場の被災者数増減率に着目して検証を行った。

【検証方法】

全事業場とメリット適用事業場で被災者数の増減率を比較した。**メリット適用事業場の被災者数の増減率が全事業場のそれと比べて小さければ、メリット制により被災者数の増減率が抑制されたとして、メリット制の効果があると考えられる。**

検証では、

- ・ 労災保険の収支率が比較的高く、メリット増減率がプラス（保険率割増）であるメリット適用事業場
 - ・ 労災保険の収支率が比較的低く、メリット増減率がマイナス（保険率割引）であるメリット適用事業場
- に区分して被災者数の増減率を集計。

また、被災者数の増減が偶然の要素からもたらされないように、一定以上の労働者数が見込まれる6業種に限定して増減率を比較している。

（例）令和3年度から4年度にかけて「卸売業小売業飲食店又は宿泊業」の被災者数を調べたところ、令和4年度にメリット増減率がプラス（保険率割増）40%として適用された事業場と、全事業場をみると、

R4プラス40%で適用されたメリット適用事業場 令和3年度被災者 9,779人⇒令和4年度被災者 9,456人 増減率▲3.3%

全事業場 令和3年度被災者129,277人⇒令和4年度被災者138,154人増減率+6.9%

であったことから、R4プラス40%で適用されたメリット適用事業場の方が被災者の増減率が小さく、良い結果を示している。

【検証結果】

- ・ **プラスでメリット制が適用された事業場**については、全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度は**メリット制の効果があった**と考えられる。
- ・ **マイナスでメリット制が適用された事業場**については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、**これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない。**

ただし、マイナスでメリット制が適用された事業場は、過去の保険収支が良かった（≡災害が少なかった）ことや、もともと被災者数が0である事業場割合が多いため、これ以上被災者数を減らすことができない事業場であることを考慮する必要がある。

検証方法の詳細

第5回労災保険制度の在り方に関する研究会
（令和7年4月4日）資料2

➤ メリット制が適用されている事業場について、①～⑧のパターン毎に前年度から当年度にかけて被災者数の増減率と、業種全体の被災者数の増減率⑨を比較したもの。

- ① 当年度に+40%で適用された事業場
- ② 当年度に「+5～+40%」で適用された事業場
- ③ 前年度に「▲40%～±0%」で適用かつ当年度に+40%で適用された事業場
- ④ 前年度に「▲40%～±0%」で適用かつ当年度に「+5～+40%」で適用された事業場
- ⑤ 当年度に▲40%で適用された事業場
- ⑥ 当年度に「▲5%～▲40%」で適用された事業場
- ⑦ 前年度に「±0%～+40%」で適用かつ当年度に▲40%で適用された事業場
- ⑧ 前年度に「±0%～+40%」で適用かつ当年度に「▲40%～▲5%」で適用された事業場

①～④ 当年度+（プラス）で
メリット適用

⑤～⑧ 当年度▲（マイナス）で
メリット適用

注1) 当年度に適用されるメリット増減率は、前々年度までの過去3年間の保険収支によって決定されることから、当年度のメリット増減率に一切影響を及ぼさない前年度の被災者数とメリット制が適用された当年度の被災者数から増減率を算出し、業種全体の被災者数の増減率を比較することにより、メリット制の効果を検証したもの。

注2) ある程度の労働者数が確保されている業種内で、メリット適用事業場と全事業場を比較する必要があるため、大分類で100万人以上（建設事業、製造業、運輸業、その他の事業）の業種で、さらにその他の事業については、細分類で100万人以上（その他各種事業は様々な業種が混在しているので除く。）の「ビルメンテナンス業」、「卸売業・小売業・飲食店・宿泊業」、「金融・保険業・不動産業」の合計6業種でメリット適用事業場と全事業場を集計した。

メリットが適用されている事業場の被災者数増減率について（業務災害）

データ集計時点2025/3/7

メリットは継続・一括
有期事業に係る集計

第5回労災保険制度の在り方に関する研究会
（令和7年4月4日）資料2

- ①～⑧メリット適用事業場と⑨全事業場の被災者数増減率を比較し、メリット適用事業場の方が増減率が小さい場合に赤字で表示。**赤字が多いほど、メリット制により被災者数の増減率が抑制され、メリット制の効果と考えられる。**
- プラスでメリット制が適用された事業場**については、全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度は**メリット制の効果があった**と考えられる。
- マイナスでメリット制が適用された事業場**については、業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、**これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない。**

	①～④ 当年度+（プラス）でメリット適用				⑤～⑧ 当年度▲（マイナス）でメリット適用				⑨全事業場	
平成30年度	業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	建設事業	6.8%	3.7%	2.7%	9.5%	5.6%	8.3%	15.1%	13.3%	10.7%
	製造業	3.1%	2.7%	3.0%	4.8%	6.9%	4.4%	4.9%	1.0%	4.3%
	運輸業	0.5%	4.0%	-6.3%	3.0%	4.3%	2.8%	11.0%	4.9%	2.8%
	ビルメンテナンス業	5.2%	2.7%	-11.6%	-1.5%	-5.4%	2.9%	-35.2%	3.0%	3.4%
	卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-1.7%	0.1%	8.0%	4.9%	-2.7%	1.6%	4.7%	1.7%	2.4%
	金融業保険業又は不動産業	-11.6%	-6.6%	16.1%	-5.6%	0.3%	0.5%	19.6%	8.0%	0.9%
令和元年度	業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	建設事業	2.5%	2.5%	0.8%	5.9%	-2.3%	-2.5%	-3.1%	6.4%	-2.0%
	製造業	-7.4%	-4.6%	-5.5%	-4.1%	-1.0%	-2.8%	-1.3%	-3.8%	-2.3%
	運輸業	-3.4%	0.0%	-2.6%	3.4%	4.1%	0.5%	10.0%	-1.0%	1.0%
	ビルメンテナンス業	3.0%	2.5%	-5.0%	-3.8%	5.0%	5.3%	-3.4%	13.3%	4.5%
	卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-3.1%	-3.3%	-3.4%	-3.0%	-0.9%	-2.8%	-0.9%	-3.2%	-0.7%
	金融業保険業又は不動産業	2.8%	-1.2%	-20.8%	-20.3%	0.6%	-1.2%	22.6%	-4.2%	-1.2%
令和2年度	業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	建設事業	-5.7%	-7.6%	2.9%	-6.5%	-3.8%	-2.0%	24.5%	1.4%	-4.0%
	製造業	-15.6%	-12.5%	-11.1%	-13.0%	-6.0%	-8.4%	-6.5%	-10.8%	-8.9%
	運輸業	-7.7%	-8.5%	-9.6%	-15.0%	-3.5%	-0.3%	-0.8%	-3.2%	-1.3%
	ビルメンテナンス業	-3.9%	-8.1%	9.1%	-6.0%	-8.0%	-9.4%	-3.4%	1.3%	-6.1%
	卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-14.5%	-14.2%	-17.5%	-15.3%	-14.3%	-13.2%	-13.9%	-15.2%	-10.7%
	金融業保険業又は不動産業	-14.1%	-16.5%	-26.1%	-18.0%	-14.6%	-12.0%	-4.2%	-0.4%	-10.0%
令和3年度	業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	建設事業	-4.4%	0.4%	-19.5%	-6.6%	-2.0%	-0.7%	-12.6%	3.5%	-1.1%
	製造業	3.0%	2.4%	2.1%	2.0%	4.1%	3.0%	11.0%	7.4%	2.7%
	運輸業	0.9%	2.7%	1.5%	2.3%	2.7%	-0.7%	9.9%	1.4%	2.0%
	ビルメンテナンス業	4.8%	6.1%	49.7%	17.6%	2.6%	2.4%	20.3%	9.4%	4.5%
	卸売業小売業飲食店又は宿泊業	0.9%	0.8%	-1.1%	-0.6%	1.1%	0.9%	9.7%	4.5%	3.7%
	金融業保険業又は不動産業	0.0%	10.5%	12.9%	24.8%	1.0%	2.6%	1.1%	23.2%	5.3%
令和4年度	業種	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	建設事業	9.4%	4.2%	28.4%	14.9%	4.5%	3.6%	10.1%	-3.1%	4.5%
	製造業	0.7%	2.4%	-4.7%	-0.3%	5.8%	3.8%	7.6%	3.5%	4.2%
	運輸業	-0.3%	2.9%	4.0%	0.2%	8.4%	-8.3%	13.8%	7.3%	4.7%
	ビルメンテナンス業	2.6%	1.4%	-2.2%	3.4%	14.7%	5.5%	22.6%	3.5%	5.9%
	卸売業小売業飲食店又は宿泊業	-3.3%	-1.4%	4.3%	0.0%	11.7%	8.1%	19.9%	11.6%	6.9%
	金融業保険業又は不動産業	-6.7%	-5.7%	-10.3%	-10.1%	-0.9%	3.6%	-2.1%	13.0%	1.9%

①～⑧のメリット制が適用されている事業場では、前年度に保険関係が消滅した事業場や当年度に新規適用となった事業場の被災者数は含まれないが、⑨全事業場では、前年度に保険関係が消滅した事業場や当年度に新規適用となった事業場の被災者数も含んだ増減率を集計している。

14

マイナスでメリット制が適用された事業場の前年度の災害発生状況の特徴について

第5回労災保険制度の在り方に関する研究会
(令和7年4月4日) 資料2

- マイナスでメリット制が適用された事業場は、過去の保険収支が良く災害が少なかったことから、**マイナスのメリット制が適用された時点で、一定程度はメリット制の効果があつたと考えてよいのではないか。**
- また、もともと被災者数が0であるため、**被災者数を減らすことが一切出来ない事業場や、減らしても効果は限定的である事業場が、全メリット適用事業場より多く存在することから、災害防止に取り組んだとしても、減る効果が一切出ない・出にくいといったことを考慮する必要がある**（下の表 令和4年度事業場の場合）。

注）下の表は令和4年度にマイナスのメリット制が適用された事業場と全てのメリット制が適用された事業場について、令和3年度の被災者数が0人又は5人未満の事業場割合を比較しているが、平成30年度から令和3年度まで同じような傾向にある。

【令和4年度に労災保険のメリット制が適用されている事業場】

(Ⅰ) うち、前年度（令和3年度）に被災者数が**0人**の事業場割合

(Ⅱ) うち、前年度（令和3年度）に被災者数が**5人未満**の事業場割合

メリット適用事業	▲40%が適用	▲5～▲40%が適用	メリット全事業場
建設事業	79.5%※1	77.8%	76.4%
製造業	38.6%	29.0%	27.2%
運輸業	46.4%	34.4%	31.8%
ビルメンテナンス業	43.4%	29.5%	25.7%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	50.4%	33.8%	29.3%
金融業保険業又は不動産業	53.3%	42.2%	40.9%

メリット適用事業	▲40%が適用	▲5～▲40%が適用	メリット全事業場
建設事業	99.4%※1	99.2%	99.2%
製造業	92.8%	85.7%	84.0%
運輸業	96.6%	87.8%	87.3%
ビルメンテナンス業	96.8%	83.2%	80.5%
卸売業小売業飲食店又は宿泊業	95.7%	82.3%	77.6%
金融業保険業又は不動産業	91.3%	83.0%	82.5%

令和4年度にマイナスのメリット制が適用されている事業場では、前年度（令和3年度）に被災者数が0人もしくは5人未満の事業場割合が全メリット適用事業場より高く、災害防止に取り組んだとして、これ以上被災者数を減らす事ができない又はできにくい。

※1 確定保険料が100万円未満の建設事業場では、メリット増減率±30%が上限とされている。
このことから「令和4年度に▲40%が適用」の事業場割合を算出する際に、建設事業のみ「令和4年度に▲30%以下が適用」として割合を集計。

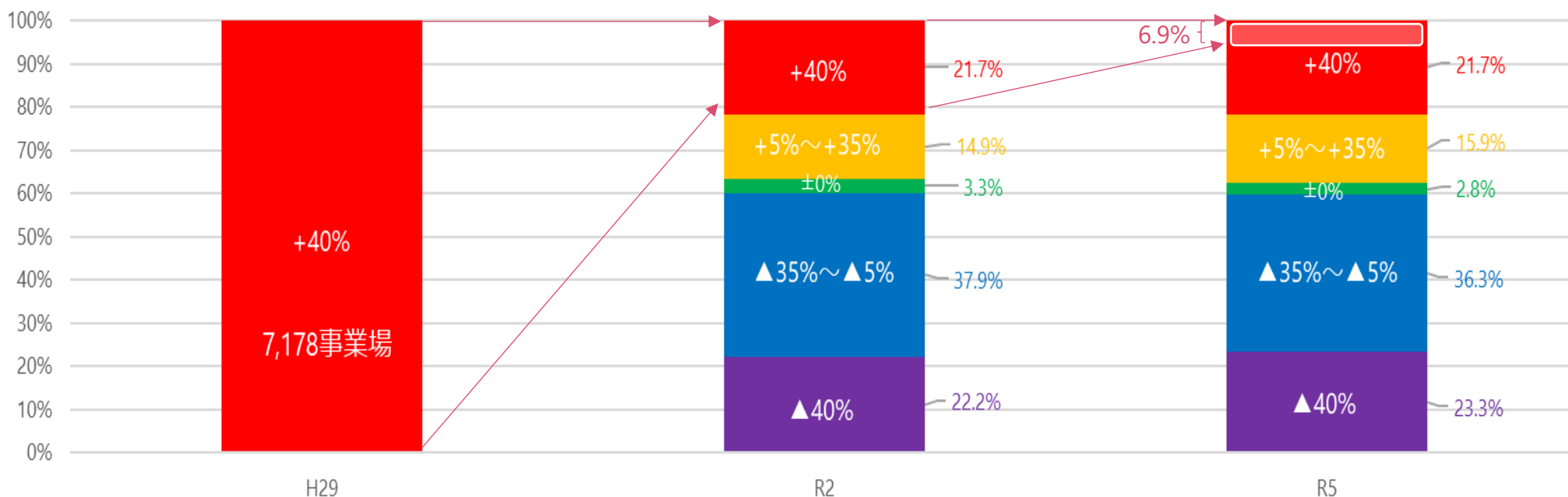
メリット増減率が高い事業場のメリット増減率の推移

第6回労災保険制度の在り方に関する研究会
(令和7年5月30日) 資料 一部更新

継続事業
一括有期事業

- メリット増減率は、適用する年度の前々年度までの3年間における保険収支を基礎とすることから、例えば、死亡災害を起こして多額の保険給付を行った場合、3年間に亘ってメリット増減率に影響を及ぼす。
※例えば、令和2年度に死亡災害を起こし、遺族一時金を支給した場合、その給付額は、令和4年度から令和6年度までのメリット増減率に影響する。
- このため、ある年度（ここでは平成29年度）のメリット増減率の基礎となった災害が影響を及ぼさなくなる3年後（令和2年度）、またその3年後（令和5年度）のメリット増減率を分析してみると、平成29年度に+40%であった事業場のうち、令和2年度も+40%であった事業場は21.7%、さらに令和5年度も+40%であった事業場は6.9%であった。

○平成29年度にメリット増減率が+40%の事業場のその後のメリット増減率



- 令和5年（1月1日～12月31日）にいわゆる労災かくし（労働安全衛生法第100条違反）で送検した事業者（103事業者）について、労災かくしを行った動機を都道府県労働局に対して調査した。
- 結果、元請けへの影響や企業イメージの低下を懸念したものが多く挙げられた一方、メリット制を理由とした事例はなかった。

	具体的な動機	事業者数(件)	割合(%)
元請事業者への影響を懸念した	①元請事業者から今後発注を受けられなくなることを懸念した	17	16.5
	②元請事業者が監督署による司法処分や行政指導等を受けることを懸念した	3	2.9
	③元請事業者が公共工事への入札停止を受けることを懸念した	5	4.9
	④元請事業者に、メリット制による労災保険料の増額が生じることを懸念した	0	0.0
	⑤元請事業者の企業イメージの低下を懸念した	2	1.9
	⑥現場の工事がストップすることを懸念した	8	7.8
	⑦(左記①～⑥に当てはまるか不明であるが)元請事業者に迷惑を掛けることを懸念した	22	21.4
	⑧その他(理由を記載ください)	10	9.7
自社への影響を懸念した	①自社が監督署による司法処分や行政指導等を受けることを避けたかった	12	11.7
	②自社に対する公共工事への入札停止を懸念した	3	2.9
	③自社の労災保険への未加入や他の法違反の発覚を恐れた	0	0.0
	④自社のメリット制による労災保険料の増額を懸念した	0	0.0
	⑤自社の企業イメージの低下を懸念した	12	11.7
	⑥現場の工事がストップすることを懸念した	10	9.7
	⑦労災保険の手続きが面倒だった	4	3.9
	⑧その他(理由を記載ください)	26	25.2
その他	①死傷病報告の提出義務を認識していなかった	20	19.4
	②不明	9	8.7

(参考)⑧その他の事例

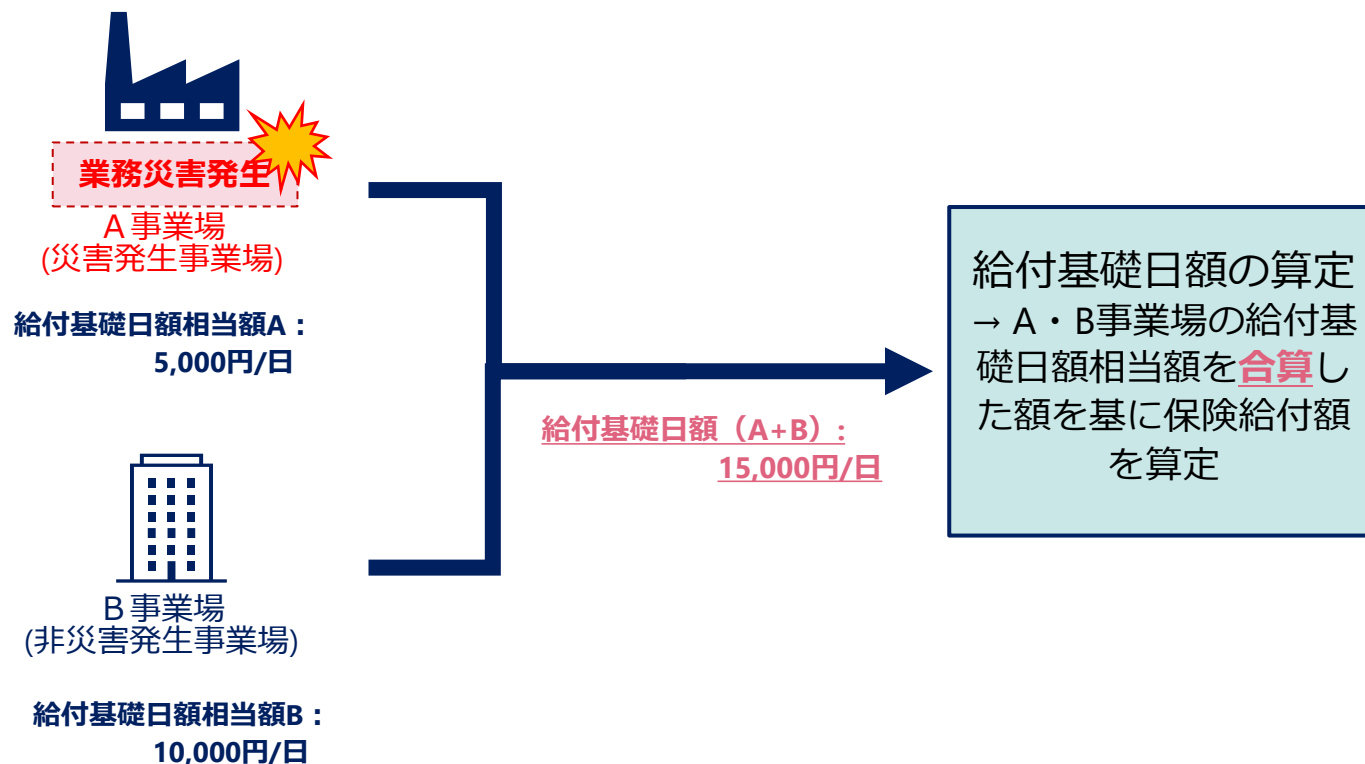
- ・元請事業者から指示・要請があった
- ・元請事業者への報告が遅れた
- ・自らの出世と社内の部署間の関係を保つため
- ・担当者の業務繁忙
- ・被災者(派遣、実習生)の主張を信用しなかった 等

(参考) 複数事業労働者に係る保険給付及び保険料負担

○被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補を図る観点から、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者（複数事業労働者）その他遺族に対して保険給付を行う場合における給付基礎日額は、複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額(給付基礎日額相当額)を合算した額を基礎として給付基礎日額を算定している。（労災保険法第8条第3項）

○給付基礎日額が合算されるケースのうち、保険給付額がメリット収支率に反映されるケースは下図の場合であり、災害発生 の直接の原因とならなかった事業場（B事業場）の給付基礎日額相当額はメリット収支率に反映しない。

○使用されている2つの事業のうち、一方の事業の業務のみを要因とする事由(業務災害)によって傷病等が生じたケース



メリット収支率への反映

A
事
業
場

災害発生事業場の賃金額をもとに算定した保険給付額に相当する額に限り、メリット収支率に反映。

※合算によるB事業場の給付基礎日額相当額分の上乗せ給付分は反映しない。

B
事
業
場

非災害発生事業場のメリット収支率には**反映しない。**

労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題

現行制度

労災保険の支給決定（不支給決定）処分に当たっては、被災労働者等から労災保険給付請求が行われる際に、請求書の事業主証明欄に事業主が署名等を行う他、災害発生状況等について労働基準監督署から事業主等に対する調査が行われることから、事業主は被災労働者等から労災保険給付請求がなされていることを認識し得るが、最終的に、その決定は請求人である被災労働者等に対しては通知されるものの、事業主に対しては通知されない。

また、メリット制の対象となる事業場において、労災事故が発生し、労災保険給付の支給決定がされると、当該事業場における労災保険給付総額に応じて、その翌々年度以降のメリット収支率に反映され、労災保険率が増減され、都道府県労働局長から事業主に労災保険率決定通知書が送付される。また、事業主が、通知された率と異なる率によって保険料の申告・納付を行った場合、都道府県労働局長が労災保険料を職権で決定する認定処分（行政処分）を行い、認定決定通知書により事業主へ通知する。しかし、労災保険率決定の基礎となった労災保険給付に関する情報については、労災保険率決定通知書及び認定決定通知書のいずれによっても事業主には通知されない。

論点

- ① 労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実を、事業主に対して情報提供することについてどのように考えるか。また、その際、被災労働者の個人情報の取扱いについてはどのように考えるか。
- ② メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについてどのように考えるか。また、その際、提供する情報の範囲について、保険給付に関する情報には被災労働者に係る機微な情報を含み得ることについてどのように考えるか。

研究会中間報告書（抜粋）

労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実については、事業主が早期に災害防止に取り組む上で必要な情報であるとの点に加え、事業主の保険料負担が労働基準法の災害補償責任を基礎としている点、事業主が認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して情報提供されることが適当と考える。

その際、被災労働者の個人情報の取扱いに留意しつつ、検討する必要がある。

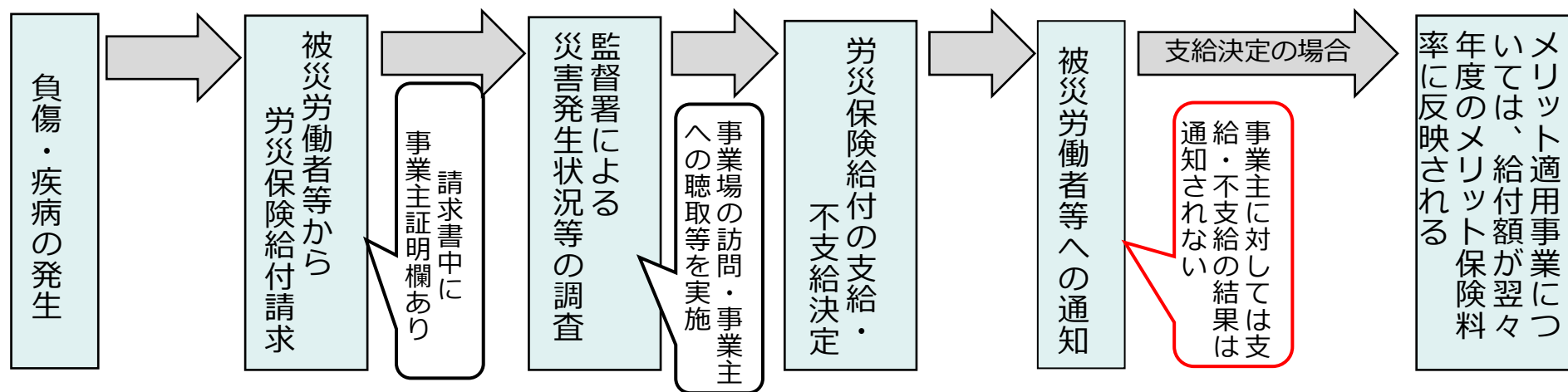
（中略）メリット制適用事業場の事業主に対して提供する労災保険率の決定の基礎となった保険給付に関する情報については、事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して提供され、事業主が自ら負担する保険料が何故増減したのかがわかる情報を知り得る仕組みが設けられることが適当と考える。

その際、提供する情報の範囲については、保険給付に関する情報には被災労働者に係る機微な情報を含み得ることに留意しつつ、検討する必要がある。

現行の支給決定（不支給決定）の流れ

- 労災保険の給付請求が行われると、現在は、事業場への訪問や事業主への聴取等のほか、事業主の意見申出制度なども設けられている一方で、支給・不支給の決定結果について事業主に通知される仕組みは存在しない。

現行の支給決定（不支給決定）の流れ



【参考】労災保険法施行規則

(保険給付に関する処分の通知等)

第19条 所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長は、保険給付に関する処分（法の規定による療養の給付及び二次健康診断等給付にあつては、その全部又は一部を支給しないこととする処分に限る。）を行つたときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人、申請人又は受給権者若しくは受給権者であつた者（次項において「請求人等」という。）に通知しなければならない。

2 (略)

(事業主の意見申出)

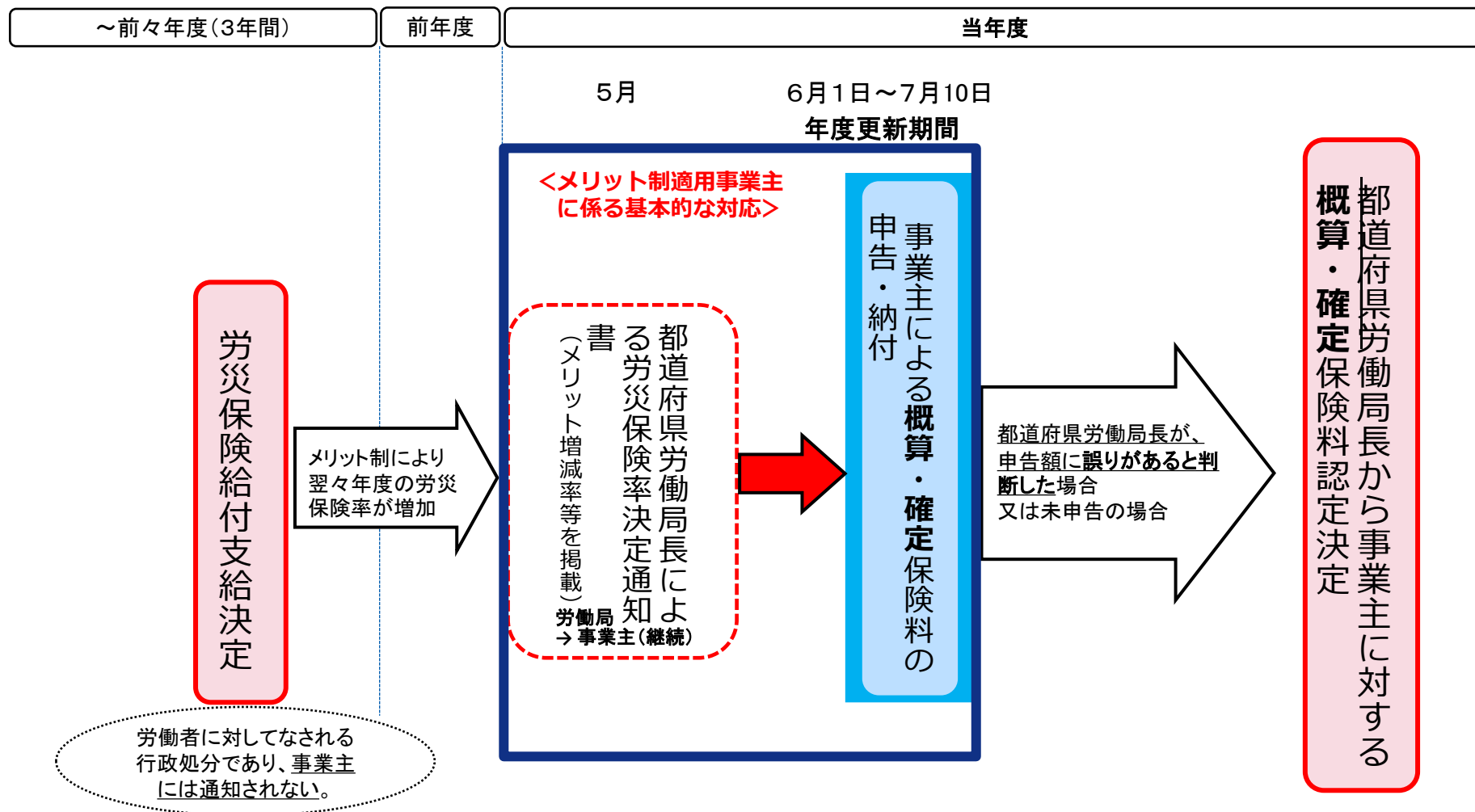
第23条の2 事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

2 前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出することにより行うものとする。

一～四 (略)

五 事業主の意見

(※) 赤枠は行政、水色枠は事業主における対応



労災保険率決定通知書

令和 年 月 日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官
東京労働局長

労災保険率決定通知書

貴事業場における令和 年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び同法第12条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業（継続事業）							特例メリット制適用	有 無
① 労働保険番号 府県 支庁 基幹番号 枝番号	② 業種番号	③ メリット収支率 %	④ メリット増減率 %	⑤ 業務災害に係る率 1000分の	⑥ 非業務災害率 1000分の	⑦ 改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥)		
					0.60	1000分の		

2. 建設の事業及び立木の伐採の事業（一括有期事業）							特例メリット制適用	有 無
① 労働保険番号 府県 支庁 基幹番号 枝番号	② 業種番号	③ メリット収支率 %	④ メリット増減率 %	⑤ 業務災害に係る率 (②-③)	⑥ 非業務災害率 1000分の	⑦ 改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥)		
					0.60	下表「★」 のとおり		

増減率		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
事業の種類		通 用																
建設業	31 水力発電施設、ずい道等新設事業	25.60	22.10	23.90	25.60	27.30	28.90	30.60	32.30	34	35.70	37.30	39.00	40.60	42.30	44.00	45.60	47.30
	32 道路新設事業	6.80	7.30	7.80	8.30	8.80	9.30	9.80	10.30	11	11.50	12.00	12.50	13.00	13.50	14.00	14.50	15.00
	33 建築工事	5.60	6.00	6.40	6.80	7.20	7.60	8.00	8.40	9	9.40	9.80	10.20	10.60	11.00	11.40	11.80	12.20
	34 鉄道又は軌道新設事業	5.60	6.00	6.40	6.80	7.20	7.60	8.00	8.40	9	9.40	9.80	10.20	10.60	11.00	11.40	11.80	12.20
	35 建築事業	5.80	6.30	6.80	7.25	7.70	8.15	8.60	9.05	9.5	9.95	10.30	10.65	11.00	11.35	11.70	12.05	12.40
	36 既設建築物設備工事	7.40	8.00	8.50	9.00	9.50	10.00	10.50	11.00	12	12.50	13.00	13.50	14.00	14.50	15.00	15.50	16.00
	37 機械設置の組立て又は組付けの事業	3.80	4.10	4.30	4.60	4.90	5.10	5.40	5.70	6	6.20	6.50	6.80	7.00	7.30	7.60	7.90	8.20
	その他の建設事業	8.20	8.80	9.40	10.00	10.60	11.20	11.80	12.40	13	13.60	14.20	14.80	15.40	16.00	16.60	17.20	17.80
	林業	34.00	36.50	39.00	41.50	44.00	46.50	49.00	51.50	54	56.50	59.00	61.50	64.00	66.50	69.00	71.50	74.00
	その他の事業	10.00	10.50	11.00	11.50	12.00	12.50	13.00	13.50	14	14.50	15.00	15.50	16.00	16.50	17.00	17.50	18.00

- (注) 1. 貴事業場の特例メリット制の適用は、「特例メリット制適用」欄の「=」で消去されていない方が該当します。
2. 「適用」欄に「★」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。
3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率(1000分の0.6)を含みます。
4. 立木の伐採の事業は事業の種類「02又は103林業」に該当します。
5. 徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減率」及び同規則第20条の6に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減率」は裏面のとおりです。

・建設業・林業等の一括有期事業では工事等開始年度の労災保険率、工事等終了年度のメリット増減率を使用します。また、本通知書は令和6年度の労災保険料（概算・確定）の算定に使用しますので、令和7年度の年度更新まで大切に保管しておいてください。
・令和6年度の年度更新（令和5年度の確定保険料の申告）では昨年通知した令和5年度通知書記載のメリット増減率（メリット制の適用がある場合のみ通知）により算定してください。

○ メリット制が適用される事業主に対しては、「労災保険率決定通知書」により、その事業場における労災保険給付の支給額が反映された労災保険率（メリット料率）が通知される。

(労災保険率決定通知書の主な記載事項)

- ・ メリット料率
- ・ メリット収支率
- ・ メリット増減率
- ・ 業務災害に係る率
- ・ 非業務災害率

○ 事業主が申告書を提出しない又は申告書の内容に誤りがある場合に、徴収法第43条に基づき調査を行い、政府が職権で労働保険料の額を決定し、「認定決定通知書」により通知する仕組み

年 月 日
第 月 日

事 業 主 殿

労働保険料
一般拠出金

の認定決定について

労働保険特別会計納入届宣言

(印)

貴事業について労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第15条第3項、及び、石橋による健康被害等の救済に関する法律第38条の規定に基づき下記のとおり決定したので通知します。

なお、納付すべき労働保険料、一般拠出金、追徴金については 年 月 日までに同封の納入告知書又は納付書により納付して下さい。

1 決定した労働保険料額

年度確定	円
年度概算	円

3 決定した一般拠出金額

年度確定	円
------	---

2 納付すべき労働保険料額等

年度確定	円	追 徴 金	円
年度概算	円		円

4 納付すべき一般拠出金額等

年度確定	円	追 徴 金	円
------	---	-------	---

記

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

年度確定	円
年度概算	円

労働保険料額 (不足額)

決定
・事業主が申告すべき正しい保険料の額を決定

25

(参考) 労災保険料の計算方法 (再掲)

○基本となる計算方法 (一般の労災保険率のみ適用を受ける事業)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全労働者に支払わ} \\ \hline \text{れた賃金総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{労災保険率} \\ \hline \end{array}$$

○メリット制が適用される場合の計算方法

・継続事業・一括有期事業

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全労働者に支払わ} \\ \hline \text{れた賃金総額} \\ \hline \end{array} \times \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{労災保険率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非業務} \\ \hline \text{災害率(※)} \\ \hline \end{array} \right\} \times \frac{100 + \text{メリット増減率(％)}}{100} + \begin{array}{|c|} \hline \text{非業務} \\ \hline \text{災害率(※)} \\ \hline \end{array}$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

・単独有期事業 (改定確定保険料)

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{確定保険料の額から非業務災害} \\ \hline \text{率に応ずる部分の額を減じた額} \\ \hline \end{array} \times \frac{100 + \text{メリット増減率(％)}}{100} + \begin{array}{|c|} \hline \text{確定保険料のうち非業務} \\ \hline \text{災害率に応ずる部分} \\ \hline \end{array}$$

(確定保険料) - { (確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) } により計算される。

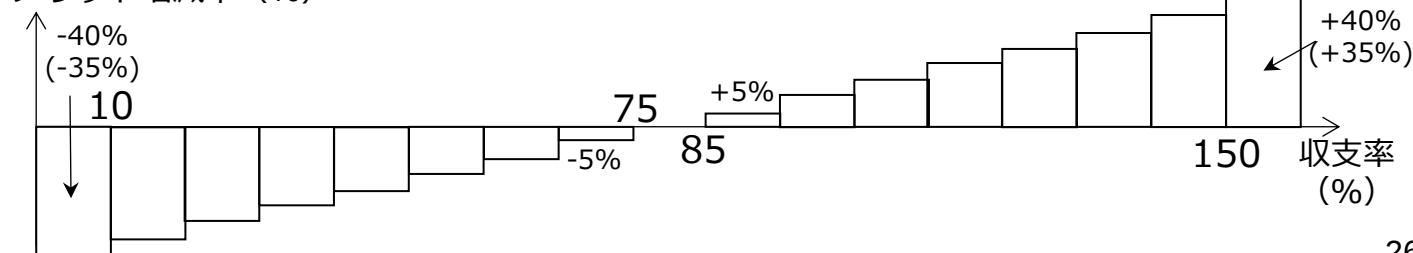
(確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) により計算される。

<メリット増減率とは>

収支率(※)に応じて適用される最大±40%の率のこと。

(※) 収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額(継続事業・一括有期事業においては3保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後3(9)ヶ月後時点の実績を対象)の割合のこと。

メリット増減率(％)



(参考) メリット収支率の計算方法 (再掲)

メリット収支率の計算方法

<継続事業・一括有期事業>

3 保険年度の間に業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金 (※)

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② **じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額

③ **第三種特別加入者**に係る保険給付及び特別支給金の額

3 保険年度間の一般保険料の額 (労災保険率から**非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に应ずる部分)

＋

第一種特別加入保険料の額 (第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に应ずる部分)

× **第一種調整率**

×100

<単独有期事業>

事業終了日から3 (9) 箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金 (※)

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② **じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額

その事業の確定保険料の額 (労災保険率から**非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に应ずる部分)

＋

第一種特別加入保険料の額 (第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に应ずる部分)

× **第一種調整率**
(9 箇月の場合は第二種調整率)

×100

計算の考え方

<共通の考え方>

業務災害に係る保険給付

－ 計算上除く保険給付

×100

収納した保険料
(業務災害相当分)

× (調整率)

<分子について>

・ 労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、**業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入**する。(通勤災害等は含まない。)

・ 年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金(受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付)は**計算上除く保険給付の①で除外**する。

・ 短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する「**特定疾病**」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために**計算上除く保険給付の②から除外**する。

・ **第三種特別加入者は事業に使用される労働者とみなされない**ことから、**計算上除く保険給付の③から除外**する。

<分母について>

・ **収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に应ずる部分にすることにより、業務災害に係る分をメリット収支率に反映**させることができる。(第一種特別加入も同様。)

・ 分子では、**計算上除く保険給付**が規定されていることから、収納した保険料のうち、**計算上除く保険給付に相当する割合を第一種(第二種)調整率で調整**する。

※ 特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金(年金又は一時金)を給付する制度。

あんしん財団最高裁令和6年7月4日判決

- メリット制の適用を受ける事業主は、メリット収支率の算出の基礎とされた労災保険給付の支給決定処分について、メリット制が適用されることにより労働保険料が増額されることを理由として、取消訴訟を提起することはできない旨を判示。
- 同判決の理由において、メリット制の適用を受ける事業主は、「自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張できる」ことから、「（労災保険給付支給決定処分の原告適格を有しないと解したとしても）事業主の手續保障に欠けるところはない」旨言及。

暫定任意適用

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

暫定任意適用

現行制度

労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、農林水産業のうち、小規模な個人経営の事業については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。なお、暫定任意適用事業であっても、一定の危険・有害な作業を主として行う事業であって常時労働者を使用する場合は強制適用の対象となる。

論点

- ① 現在、暫定任意適用とされている農林水産事業について、労災保険法を強制適用することについてどのように考えるか。
- ② 仮に全面的に強制適用する場合、どのような点に留意するべきか。

研究会報告書（抜粋）

暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。

ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

- 労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用される（国の直営事業及び官公署の事業（地方公務員のうち現業の非常勤を除く）は適用されない）。
- ただし、農林水産業の一部については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。

概 要

- 農 業： **個人経営**で**常時5人未満**の労働者を使用する事業（事業主が農業について特別加入している事業を除く）
 - 林 業：労働者を**常時には使用せず**、かつ、**年間使用延べ労働者数が300人未満**の**個人経営**の事業
 - 水産業： **常時5人未満**の労働者を使用する**個人経営**の水産動植物の採捕又は養殖の事業その他水産の事業（水産動植物の採捕の事業については、**総トン数5トン未満の漁船**によるもの又は**災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定海面において主として操業**するもの）
- ※ 暫定任意適用事業であっても、一定の危険・有害な作業を主として行う事業であって常時労働者を使用する場合は**強制適用**となる。また、労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合は加入の申請をしなければならない。

暫定任意適用事業関係法令の主な条文構造

○法律事項：

- ・ **「任意適用事業」を規定**（対象事業を政令へ委任）（昭和44改正法附則第12条）
- ・ 農業の事業主が特別加入時には強制適用とすることを規定（昭和44改正法附則第12条第1項第2号）
- ・ 暫定任意適用事業であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の傷病等に対する保険給付の特例を規定（整備法第18条、第18条の2、第18条の3）

○政令事項：

- ・ 任意適用事業の**対象事業（個人経営であって常時5人未満の労働者を使用する農林水産業）を規定**（例外事業を告示へ委任）（整備政令第17条）

○告示事項：

- ・ **任意適用事業の例外（強制適用）**とする以下事業を規定（整備告示）
 - ・ 常時労働者を使用又は年間延べ300人以上労働者を使用する林業
 - ・ 一定の危険・有害な業務を主として行う常時労働者を使用する事業
 - ・ 一定規模の漁船による水産動植物の採捕の事業
 - ・ 河川、湖沼又は一定の水面において主として操業する水産動植物の採捕の事業

○ 暫定任意適用事業の範囲を見直す場合、改正内容に応じて、法律/政令/告示のいずれを措置するかが異なる。

改正内容	改正対象
全面適用（暫定任意適用事業を全面廃止）	法律改正
一部業種を強制適用、又は任意適用となる事業の人数要件を変更	政令改正
いずれの業種も任意適用の枠組みは残し、強制適用とする条件(任意適用事業の例外)を追加	告示改正

暫定任意適用事業に係る特例

暫定任意適用事業に係る特例

- 暫定任意適用事業の事業場においては、労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の傷病についても、後刻、事業主の申請により、労災保険法の規定による保険給付が行うことができることとしている。ただし、労働者が療養を経ずに死亡した場合は対象外となる。（整備法第18条第1項）

（本特例により保険給付を行った場合、事業主は所定の期間、労働保険料のほかに特別保険料を納付しなければならない。（整備法第19条第1項））
- 当該申請は、事業場で使用する労働者の過半数が希望する場合には、事業主は申請しなければならない。（整備法第18条第3項）

この保険給付の特例の制度は、以上のとおり労働者の保護の充実を図るために設けられたのであるが、同時に事業主が労基法上一時金で行うべき障害補償、遺族補償又は打切補償の相当高額な経済的負担を特別保険料のかたちで長期間に分割して負担することを可能にするものであって、事業主の経済的負担を容易にする効果も有し、なおかつ、政令により暫定任意適用事業とされた事業の労働者について、保険関係成立前に被災した者とその後に被災した者との不均衡をなくす道を開くものである。

沿革的には、本条と同旨の規定（昭和40年改正までは、年金化された給付に限って定められていた。）が昭和35年の改正により労災保険法中に置かれたのであるが、労災保険法について、全事業全面強制適用の考え方に沿って規定の整理が行われたことに伴い、本法中に移されたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール-5」 867頁（抜粋）

(参考) 暫定任意適用事業の関係条文①

○労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)(抄)

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業を除く。)については、この法律は、適用しない。

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第83号)(抄)

附 則(抄)

(労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置)

第12条 次に掲げる事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第2条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業としない。

- 一 第2条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第3条第1項に規定する事業
- 二 労働者災害補償保険法第35条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち同法第33条第3号又は第5号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業(その者が同法第35条第1項第3号の規定の適用を受けなくなつた後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。)であつて、農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)に該当するもの

- 2 前項の政令で定める事業は、任意適用事業とする。

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和47年政令第47号)(抄)

(労災保険暫定任意適用事業)

第17条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業(都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)の事業及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。)のうち、常時5人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

- 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

○労働省告示 第35号(昭和50年4月1日)(抄)

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和47年政令第47号)第17条の規定に基づき、労働大臣が定める事業を次のように定める。(略)

- 一 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業であつて、常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの
- 二 別表第1に掲げる危険又は有害な作業を主として行う事業であつて、常時労働者を使用するもの(前号及び次号に掲げる事業を除く。)
- 三 総トン数5トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業(河川、湖沼又は別表第2に掲げる水面において主として操業する事業を除く。)

別表第1、別表第2 (略)

(参考) 暫定任意適用事業の関係条文②

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号) (抄)

(労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置)

第5条 失業保険法等の一部改正法附則第12条第1項に規定する事業(以下「労災保険暫定任意適用事業」という。)の事業主については、その者が労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「労災保険に係る保険関係」という。)が成立する。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第17条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。)の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならない。

3～4 (略)

(労災保険の保険給付の特例に関する経過措置)

第18条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法(昭和22年法律第49号)第75条の療養補償を行つている労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第3章第1節及び第2節の規定により、保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第75条の療養補償を行つている労働者に対しても、当該療養補償を労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、労災保険法第3章第1節及び第2節の規定により、傷病補償年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前2項の申請をしなければならない。

第18条の2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した……複数事業労働者(以下この条において「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病……につき療養を必要とすると認められる複数事業労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第3章第1節及び第2節の2の規定により保険給付を行うことができる。

2～3 (略)

第18条の3 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤……による負傷又は疾病……につき療養を必要とすると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第3章第1節及び第3節の規定により保険給付を行うことができる。

2～3 (略)

第19条 政府は、第18条第1項若しくは第2項、第18条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により保険給付を行うこととなつた場合には、厚生労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2～3 (略)

年次	改正経緯・内容等
昭和22年～ 昭和40年	労災保険の強制適用事業を法律、政令、省令に、任意適用事業を法律に規定。 (強制適用事業) ・常時5人以上使用する特定の事業(工業、鉱業、運輸業等) ・常時労働者を使用する又は1年以内の期間に使用労働者延人員300人以上の特定の事業(土木建築業、海陸仲仕業、森林事業等) (任意適用事業) ・労働基準法第8条に規定する事業で上記強制適用以外の事業(金融業、医療業、娯楽業等)
昭和43年	労災保険法施行令の改正 ・強制適用事業の範囲を拡大(常時5人以上労働者を使用する事業は業種の別なく強制適用事業) (昭和43年4月1日施行) ※昭和42年に全事業に対する労災保険の全面適用を図るための法律案が提出されたが廃案。
昭和44年	「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」が成立。 ・労災保険法第3条第1項を現在の条文の形に改正(「この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。」) ・「暫定任意適用事業」を規定(附則第12条で規定し、対象事業は政令へ委任) ・整備政令にて、暫定任意適用事業を常時5人未満の労働者を使用する商業やサービス業などのいわゆる非工業的な事業に限定 (昭和47年4月1日施行)
昭和50年	整備政令改正 ・常時5人未満の労働者を使用する商業やサービス業の事業を強制適用事業に追加 (昭和50年4月1日施行)
平成3年	昭和44年改正法の改正 ・強制適用事業の範囲を拡大 (農業の事業のうち、事業主が農業について特別加入している事業も強制適用事業) (平成3年4月1日施行) ◎依然として暫定任意適用事業とされているのは、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業(特別加入者が行う農業の事業を除く。)の一部のみとなり、現在に至っている。

暫定任意適用事業が存置されている理由①

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第三次分）等について」 (平成3年3月1日 発労徴第13号基発第123号) (抜粋)

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

イ 全面適用の困難性

労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和47年4月1日からは、政令で定める暫定任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた(旧44年法附則第12条)。

この暫定任意適用事業の範囲も、昭和50年4月1日から、個人経営の労働者5人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた(昭和50年政令第26号)が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い(注1)ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由(注2)から、その後の特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。

(注1) 林業は常時一人以上労働者を使用していれば適用事業であるし、水産業についても総トン数5トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。

(注2) 具体的な理由として、以下のことが挙げられる。

① 農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。

② 農繁期のみ労働者を使用する場合が多く、その実態を把握することが困難であること。

③ このため、個人経営の労働者5人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩瑣であること。

なお、①のゆい・手間替えの定義について、昭和52年農林省統計情報部の1975年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……(中略)……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ 特別加入制度を利用した新たな適用拡大

農業に関しては、指定農業機械(耕うん機、コンバイン、動力揚水機等)を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている(労災則第46条の18第1号)が、さらに、平成3年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する(そのための省令改正は、平成3年4月1日又は平成3年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行される予定である。詳細は、おって通達する。)こととして(その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は2種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。)、これら農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした(新44年法附則第12条)。

これは、

① 現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要があり、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。

② 特別加入団体及びその加入者が、農業協同組合(以下「農協」という。)等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実態等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。

③ 平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。
等を理由とするものである。

暫定任意適用事業が存置されている理由②

「今後の労災補償法制のあり方 労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容について」
(労働省労働基準局編 財団法人労災保険情報センター 昭和63年8月25日第1刷) (抜粋)

Ⅲ 参考(個別検討結果)

第11 労働基準法第8章と労災保険法との関係

2. 検討の方向

(2) 暫定任意適用事業の廃止について

前述のような暫定任意適用事業と強制適用の未手続事業との間の大きな格差を解消する方法の一つとして、暫定任意適用事業の廃止がある。いうまでもなく、労災保険法は原則として完全強制適用であり、現行の暫定任意適用事業は文字通り暫定措置であり、基本的には廃止される方向が示されている。

しかしながら、これらの事業が当分の間、暫定任意適用事業とされたのは、小規模の農林水産業は、家族労働を中心とする自営業に近く、かつ、広範囲な地域に散在するなど事業の性質上実態把握が困難であること、労働者性が明確でないこと、その対象数が膨大であること(あわせて災害が多発していないこと)等のためといわれている。

したがって、現行制度のままで、これらの小規模の農林水産業を強制適用事業にするならば、その把握は一層困難であり、現在でさえ100万に上るといわれている未手続事業が一層増加し、逆選択の状態が増大することとなる。つまり、現行制度のままで現在の暫定任意適用事業を廃止することは、極めて困難といわざるをえない。

農林水産業における任意加入状況

○ 令和7年9月時点で、労災保険に任意加入している事業数及び労働者数は、農業で23,102事業及び63,349人、林業で601事業及び924人、水産業で2,086事業及び5,042人となっている。

労災保険任意加入件数

業種	事業数	労働者数
農業	23,102	63,349
林業	601	924
水産業	2,086	5,042
(合計)	25,789	69,315

抽出条件・注釈

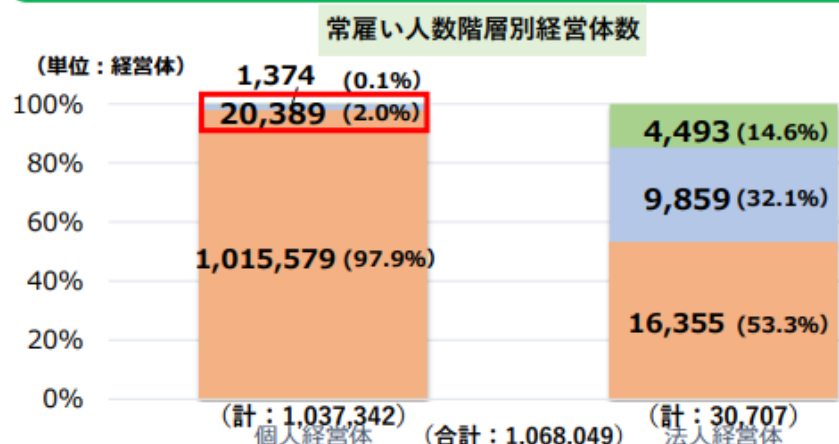
- 任意加入用の様式により保険関係を成立させ、令和7年9月16日時点で保険関係が継続中（廃止していない）の事業（農業・林業・水産業）に係る事業数と労働者数。
- 保険成立時点では任意適用事業であったが、その後労働者数が増えるなどして強制適用対象となった事業を含む可能性がある。
- 「労働者数」は、年度更新申告書等に事業主が記載した、その年度における各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計を12で除した1ヶ月平均使用労働者数。

(参考) 農業における個人経営体数

暫定任意適用を受けている経営体（加入推進の周知対象）について

農林水産省第6回農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会
(令和7年8月27日) 資料3

- 農林業センサスによると、常雇いが1～4人の個人経営体は最大で約2万経営体（約2%）、臨時雇いが1人以上の個人経営体は約12万経営体（約11%）。
- 令和6年6月時点で、暫定任意適用を受けながら、任意で保険に加入しているのは約2.3万経営体。



<農林業センサスにおける定義>

常雇い：

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業経営のために雇った人をいう。

臨時雇い：

日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。

手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

【参考】労災保険料の負担について（試算）

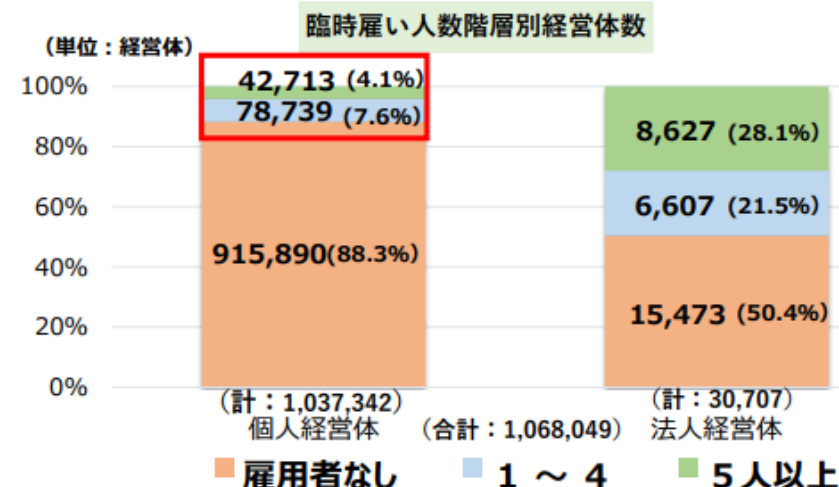
年間賃金	保険料負担額
20万円（注1）	2,600円
120万円（注2）	15,600円
300万円（注3）	39,000円

※ 農業の保険料率は1.3%

（注1）日当1万円で、農繁期1か月（20日）働いた場合

（注2）月給20万円で、6か月働いた場合

（注3）月給20万円で通年雇用、賞与30万円×2回 の正社員の場合



暫定任意適用事業のうち、保険関係を成立している事業の被災状況の調査結果

○ 令和6年6月19日時点において、任意適用事業場として保険関係を成立している事業場（25,602事業場）を対象に、令和3年度から令和5年度までの期間に支給決定された重大事故（※1、2）の内容は以下のとおり。

第4回労災保険制度の在り方に関する研究会
(令和7年3月12日) 資料5

障害(補償)等給付	業種	災害種別	被災時年齢	障害の状態	障害等級	災害発生状況等	件数
	農業	機械事故	40	左上肢の欠損(肘関節以上で欠損)	4級	餌を作る作業場で大型攪拌機の電源が入っている状態でグリスをさそうとしたら、腕が挟まって巻き込まれ負傷。	3件
			73	左足指欠損、両下腿骨折、右リスフラン関節骨折	6級	収穫畑に移動するためトラクターのパケットに乗り、両足を出した状態で移動した際、道路に出してあったコンテナにぶつかり両足が挟まれて負傷。	
			30	左下肢の欠損(大腿切断)	4級	レンコンの収穫作業中、下半身が耕運機の下に潜り込むような体勢となり、左足が耕運機のかご車輪に巻き込まれ負傷。	
		転倒・転落・滑落・衝突	32	第3、5、6、8胸椎圧迫骨折	6級	牛舎内で搾乳作業中、搾乳室の扉を開けようと牛の背後から近づいたところ牛に蹴飛ばされ、さらに背中側を蹴られ負傷。	4件
			63	頸椎棘突起骨折、胸椎破裂骨折、右踵骨折、左足関節骨折	5級	厩舎2階に保管していた牧草ロールを廊下に落とす作業において、下にいた被災労働者に牧草ロールがぶつかり負傷。	
			78	第1腰椎圧迫骨折	6級	肥料の入ったバケツを持ちながら施用作業をしていたところ、畝につまずきしゃがんだ際にバランスを崩し腰を捻った。	
			77	頸髄損傷(高度四肢麻痺)	1級	みかんの収穫作業時、脚立から降りる際に掴まっていた木の枝が折れ脚立から転落、コンクリート道まで転げ落ち全身を強打。	
	漁業	機械事故		—	—	—	0件
		転倒・転落・滑落・衝突	46	外傷性頸椎椎間板ヘルニア、左肩・左肘挫傷	7級	漁船上にて魚の網上げ作業中、波で船体が大きく揺れた時にワイヤーロープが跳ねて頸部から左肩・左肘にかけて強く当たり、頸部を後ろ向きに捻った。	1件
		その他	21	脳損傷(高次脳機能障害)	5級	通勤時、軽トラックを運転して漁港へ向かっている際に、鹿との接触事故により負傷(通勤災害)。	1件

遺族(補償)等給付	業種	災害種別	被災時年齢	死因等	災害発生状況等	件数
	農業	機械事故	56	多臓器不全	圃場でトラックに積まれたトラクターを降ろす作業をしていた時に、固定式の鉄製ロープを使用して降ろすべきところ歩板を使用し、更にその歩板をピンで固定しないままトラクターを降ろしたため、トラクターが横転、その下敷きになり死亡。	3件
			82	第7頸椎脱臼骨折	軽トラックに空コンテナを積み、みかん畑への移動中、運転操作誤りで道路から約1m下のみかん畑に転落し死亡。	
			22	外傷性ショック	農場において、トラクターの動力により駆動する大型攪拌機に牧草を投入していたところ、攪拌装置内のスクリー状の歯に全身を巻き込まれ死亡。	
		転倒・転落・滑落・衝突		—	—	0件
		その他	61	心筋梗塞	長期間の加重業務により心筋梗塞を発病し死亡。 発症前1ヶ月の時間外労働時間数は約161時間、発症前2～6か月間における時間外労働時間数の最大は155時間。	2件
			24	外傷性大動脈損傷	事業主の所有車で作業場である畑に向かい運転していたところ、前を進行していた2台の車に追い越しをかけようとセンターラインを超えたところ、反対車線を進行してきた車と正面衝突し、死亡。	
	林業	機械事故		—	—	0件
		転倒・転落・滑落・衝突	49	窒息(倒木による胸部圧迫)	伐採作業中、後方の雑木が被災者の上に倒れ、その下敷きになったことにより胸部を圧迫する負傷、窒息死により死亡。	3件
			68	頸髄損傷、敗血症	伐採木の搬出中、材木運搬車の運転操作を誤り、材木運搬車とともに約2m下へ落下、頸髄損傷他を負い療養していたが、その後敗血症で死亡。	
			58	脳挫傷、頭蓋底骨折	斜度55.8度～63度の斜面上において、木の伐採作業を行っている最中に、斜面から約10m下の作業道に滑落し、頭等を打って死亡。被災労働者は保護帽、要求性能墜落制止用器具を着用していなかった。	
	漁業	機械事故		—	—	0件
		転倒・転落・滑落・衝突	63	海への転落(行方不明)	刺網漁業のため出向し、漁場へ向かう途中で船内から行方不明、海に転落したと推認された。	4件
			78	両側血気胸、骨盤骨折	昆布の洗浄作業を行っていたところ、同僚の運転するトラクターショベルが洗い場に侵入し、被災労働者はトラクターショベルの下敷きになり死亡。	
			72	溺水	船上でロープの長さを調節している時に、ロープが体に絡まり、ロープと一緒に海に転落し、溺水により死亡。	
			46	溺水	漁からの帰港中、船内から行方不明となった。2時間後、別漁船の網に被災者が掛かり発見、溺死していることが確認された。	

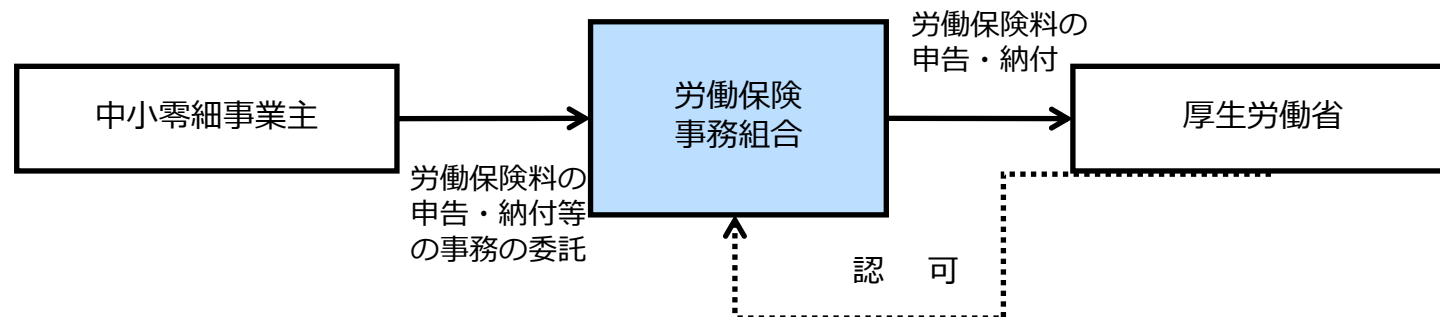
※1 遺族(補償)等給付及び障害(補償)等給付のうち障害等級7級以上(年金)の事案を対象とした。なお、障害等級8級以下(一時金)について支給決定された事案は114件
※2 障害(補償)等給付について、林業では該当事案なし

- 労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第33条第1項

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。



(令和6年度末実績)

事務組合数	8,901組合
委託事業数	約140万事業（全適用事業場に占める割合：40.7%）